

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月3日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	岐阜県
3. 市区町村名	本巣市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.motosu.lg.jp/life/jouhou/tokutei_kojinjoho/

執行機関名 本巣市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	本巣市福祉医療費助成に関する条例(平成16年本巣市条例第89号)による医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの(乳幼児等) (1) 福祉医療費受給資格者の資格管理に関する事務 (2) 福祉医療費受給資格者に係る福祉医療費の助成に関する事務
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		本巣市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 別表第1 第1の項 本巣市福祉医療費助成に関する条例(平成16年本巣市条例第89号)による医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの (1) 福祉医療費受給資格者の資格管理に関する事務 (2) 福祉医療費受給資格者に係る福祉医療費の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	本巣市福祉医療費助成に関する条例(平成16年本巣市条例第89号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この条例は、乳幼児等、重度心身障害者、母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対し、医療費の一部を助成(以下「福祉医療費助成」という。)することにより、これらの者の <u>保健の向上</u> に寄与し、もって <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		本巢市福祉医療費助成に関する条例(平成16年本巢市条例第89号) 本巢市福祉医療費助成に関する条例施行規則(平成16年本巢市規則第50号)
--------------	--	--

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	本巢市福祉医療費助成に関する条例第9条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	児童の保護者等に対する乳幼児等の受給者証交付の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	本巢市福祉医療費助成に関する条例第3条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等(児童福祉法第六条の二第二項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。)若しくは医療費支給認定基準世帯員(児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十二条第一項第二号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。)に係る生活保護実施関係情報	当該申請に係る乳幼児等若しくは当該者の生計を維持している者に係る生活保護実施関係情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ニ	本巢市福祉医療費助成に関する条例第4条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(当該保護者が当該申請をしようとする場合に限る。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係る乳幼児、その保護者又は当該者の生計を維持している者に係る住民票関係情報

事務2	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号	本巢市福祉医療費助成に関する条例第2条第2号及び第6条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の七の小児慢性特定疾病医療費の <u>支給の調整に関する事務</u>	乳幼児等の福祉医療費の <u>支給の調整に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号 イ	本巢市福祉医療費助成に関する条例第6条
-------	-------------------------	---------------------

②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号 ロ	本巢市福祉医療費助成に関する条例第6条
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号 ハ	本巢市福祉医療費助成に関する条例第6条
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 4 号	本巢市福祉医療費助成に関する条例第13条及び本巢市福祉医療費助成に関する条例施行規則第6条
②事務の内容	児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第七条の九第三項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	本巢市福祉医療費助成に関する条例第4条の受給資格の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 4 号	本巢市福祉医療費助成に関する条例第4条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う医療費支給認定保護者又は当該届出に係る小児慢性特定疾病児童等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該届出を行う乳幼児等の保護者又は当該届出に係る乳幼児等に係る住民票に記載された住民票関係情報